相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県香芝市穴虫五六番地四、最後の住所奈良県香芝市穴虫五六番地四グローバル二上駅前四〇三号　被相続人　亡　安田　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

奈良県天理市西長柄町一一〇エスポワールシンコー一〇二

相続財産管理人　弁護士　河野　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西成区津守三丁目一三二番地、最後の住所不明　被相続人　亡　吉田喜代楠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

奈良県大和高田市大字市場八〇八番地五

相続財産管理人　山下　幸司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県有田市辻堂三二二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上田　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

和歌山市板屋町二二番地和歌山中央通りビル四〇三号

相続財産管理人　弁護士　田中　祥博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区中井一七番地二、最後の住所岡山市中区賞田二六五番地グループホーム福寿万記の里

被相続人　亡　吉松　昭惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

岡山市中区住吉町一丁目五〇番

相続財産管理人　弁護士　竹内　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市松原町松岡三三九三番地、最後の住所岡山県高梁市松原町松岡三三九三番地　被相続人　亡　東　常夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

岡山県高梁市成羽町下原八七番地三

相続財産管理人　司法書士　風早　直行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市大柿町大原四〇六一番地、最後の住所広島県呉市西川原石町一九番三号　被相続人　亡　森元　祥允

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

事務所　広島県呉市阿賀中央六丁目一四番七―二〇二号

相続財産管理人　湯澤　俊樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字牟礼八四八番地、最後の住所福岡県田川市大字伊田二七三六番地一〇　被相続人　亡　田中　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

福岡県鞍手郡小竹町大字南良津一三八番地

こたけひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小山　明輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区魚町二丁目二九〇番地、最後の住所北九州市小倉北区宇佐町一丁目九番三六号いこいの里宇佐町

被相続人　亡　明石キヌ子

平成二十八年三月三十一日

福岡県大牟田市浜町七番地一大幸ビル一階

相続財産管理人　山本　勝也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県雲仙市国見町神代戊九一四番地、最後の住所長崎県雲仙市国見町多比良乙一一三番地　被相続人　亡　北森　善明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

長崎県島原市片町六一六番地一　一階

相続財産管理人　弁護士　山下　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字国分一一八二番地、最後の住所大分県大分市大字永興四二六番地の二　被相続人　亡　佐藤　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

大分県大分市中島西三丁目二番二六号大分弁護士ビル五階

相続財産管理人　弁護士　三股　正幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

北九州市小倉北区米町一丁目四番二一号ニチフ米町ビル三〇一　江村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　江村　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉郡筑前町石櫃七九番地一、最後の住所福岡県太宰府市大字北谷八一一番地　被相続人　亡　平位　常子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一号舞鶴栄光ビル三階

相続財産管理人　司法書士　森　浩一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区貴船町七三番地一、最後の住所北九州市小倉南区長尾二丁目一〇番一三号　被相続人　亡　小林　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

北九州市小倉北区大手町一一番三号

相続財産管理人　弁護士　大神　亮輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市博多区新和町二丁目八番地、最後の住所福岡県太宰府市吉松三丁目三番八号　被相続人　亡　陶山　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第26期決算公告

平成28年3月16日

東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
日本生命丸の内ビル22階

株式会社プロシード

代表取締役　西野　弘

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	138,247
	固定資産	2,196
	合計	140,444
負債及び純資産の部	流動負債	55,639
	固定負債	42,250
	株主資本	42,554
	資本金	100,000
	利益剰余金	△57,445
	その他利益剰余金	△57,445
	（うち当期純利益）	(15,100)
	合計	140,444